

鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会報告書

平成17年11月25日

鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立人権ひろば21の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定により、同条例第4条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

社団法人鳥取県人権文化センター 鳥取市扇町21番地 会長 内海 敏

指定期間：平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

2 審査結果

上記団体は、指定管理候補者として、適当であると認める。

3 審査の経緯

社団法人鳥取県人権文化センターから提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに審査し、各審査基準を満たしているか審議した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
國歳 眞臣(委員長)	鳥取大学名誉教授、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会会長
相見 槻子(副委員長)	鳥取県生涯学習審議会元委員
徳田 秀雄	鳥取県同和対策協議会会長、鳥取市同和教育協議会会長
長井 いずみ	税理士
磯田 教子	鳥取県総務部人権局長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成17年10月3日(月)

・指定管理者制度及び鳥取県立人権ひろば21の概要説明、審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成17年11月14日(月)

・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第4条第1号)	1 管理運営の基本的な考え方の適合性 (1)施設の設置目的 (2)管理運営の方針
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第4条第2号)	1 管理の基準及びサービス提供への取組 (1)開館時間、休館日、サービス向上策 (2)利用促進策、個人情報保護 (3)情報の公開 2 施設設備の維持管理の水準の妥当性 3 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 4 利用者等の要望の把握の妥当性 5 ライブラリーの運営方針 6 交流スペースの活用方針
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第4条第2号)	1 収支計画及び見積り内容の妥当性等
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第4条第3号)	1 団体の財政基盤、経営基盤の妥当性等 2 組織及び職員の配置等の妥当性等

(4) 審査結果

審査基準	審査意見
1	これまでも管理の実績を重ねてきているし、施設の設置目的はしっかり理解されている。
2	土曜、日曜にも開館することは評価できる。 小イベントの開催に関して、主催団体から事前に夜間利用の要望があった場合、開館時間外であっても職員で対応できる範囲で対応したい、という考えは評価できる。 人権ライブラリーの貸出件数が年々増加していることは評価できるし今後にも期待できる。
3	清掃業務を外部委託する際には入札を実施する等、経費の節減に努めることが期待できる。 経費の節減を図ると同時に、必要なことがあれば予算をかけてでも実施することも必要。
4	団体の財政基盤について、会員を増やすことにより会費収入を増やす努力を望む。 財政上、少人数の体制はやむを得ないと考えますが、経費節減の努力により1人でも多くの職員を配置することを望む。
総合評価	人権ひろば21の指定管理候補者として、全員一致で適当であると認める。

4 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

開館時間：午前9時から午後5時

休館日：「国民の祝日に関する法律」に定める休日及び年未年始（12月29日から12月31日まで及び1月2日並びに1月3日）

(2) 県委託料の額

委託料総額 33,045,000円（県債務負担行為額 33,405,000円）

(3) 利用促進のための取組み

- ・来館者に対するアンケートの実施などにより利用者の意見を運営に反映させるとともに、(社)鳥取県人権文化センターの講座等様々な機会を捉え広く県民に向けて施設の広報に努める。
- ・施設案内及び交流スペース活用事業の広報資料を作成し配布を行う。
- ・小・中学校をはじめ各種団体に対して施設をPRし周知を図る。

(4) 経費削減のための取組み

- ・清掃を委託する際には、入札を実施し委託業者を決定する。
- ・光熱水費の節減に努める。

(5) 組織体制の工夫

- ・土曜・日曜の午後については、防犯、防災上の面から、(社)鳥取県人権文化センター職員(アルバイト)を1名追加配置している。来年度以降も経費の節減に努め、現体制の維持に努める。